

新規に渡日（新入生）及び母国に帰国中（在学生の留学生）の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の拡大により日本への渡航及び学生の母国からの出国において制限が課せられている場合があります、日本に入国できた場合でも検疫の強化のため、14日間の宿泊施設など指定された場所での待機が必要となる場合があります。また、待機期間は日本国内において公共交通機関の使用をしないことが政府から要請されています。

したがって、渡日する上での安全や日本国内での待機場所への移動方法が確保できるまで渡日をしてしないよう強く推奨します。

ここでは、日本への入国に関する措置についてお知らせするとともに、その対応についての情報をお知らせします。

- 日本への入国拒否を行う対象地域や査証制限となった国や地域の情報

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C042.html

※14日以内に滞在歴がある外国人が入国拒否の対象となったり、新規渡日の方の査証の効力を停止する場合の対象国の情報です。

- 上記の入国拒否などの対象ではなく、又はその問題が解決され日本に入国できた場合でも、検疫法での隔離・停留が必要な場合のほか、検疫所長が指定する場所（自宅等、学生寮やアパートを含む）において14日間の待機が必要となる場合があります。また自宅等への移動は、公共交通機関（バス・電車・タクシー等）を使うことができません。したがって各個人で自家用車やレンタカーなどを用意する必要があります。

- 日本への入国が困難であったり、入国後の国内移動が困難であるため、名古屋大学では、授業開始日を遅らせたり、ネットを利用し学外から授業を履修できるなど特別な配慮を予定しています。

したがって、**渡日制限のある国や地域から渡日のための行動を起こす前に、所属又は所属を予定している学部・研究科に連絡をとり、安全を確保した上で渡日することを強く推奨します。**

所属学部・研究科等の連絡先

http://www.nagoya-u.ac.jp/info/upload_images/20200316.pdf